様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年　9月　12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃあどヴぁんすと・いんふぉーめいしょん・でざいん  一般事業主の氏名又は名称  株式会社アドヴァンスト・インフォーメイション・デザイン  （ふりがな） 　とや　のりたか  （法人の場合）代表者の氏名 　戸谷 典孝  住所　〒390-1701  長野県松本市梓川倭3820-1  法　人　番　号　 6100001012664  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組みについて | | 公表日 | 2024年　8月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社公式サイト内の「DX推進の取組みについて」にて公表  【公表場所】  https://www.a-i-d.co.jp/company/dx.html  【記載箇所】  ・タイトル「Vision」の部分  ・タイトル「DX推進の取組みについて」の下、「当社は「ＩＣＴを活用して・・」で始まる部分  ・■ＤＸ推進方針 | | 記載内容抜粋 | Vision  ＩＣＴを活用して安心・安全で暮らしやすい社会の実現に貢献する  DX推進の取組みについて  日本社会では今、高齢化・人口減少による労働力不足、働き方の多様化など多くの変化が生じていますが、デジタル技術の急速な進展により新たなソリューションサービスが絶え間なく生まれ、当社を取り巻く環境もまたこれまで以上に急速に変化しております。  今後はＤＸのさらなる推進による自社の変革とともに、お客様をはじめとする社会全体の課題解決に向けた取り組みを積極的かつ持続的に推進していくことを目指します。  ■ＤＸ推進方針   * デジタル技術を積極的に活用し、ビジネス変革の流れを更に加速・推進する。 * デジタル技術を活かして、社会に必要とされる「環境変化に強く逞しい」企業になる。 * ＤＸを通じてお客様をはじめとする社会全体が抱える課題解決に貢献する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認を受けた内容、文面で公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組みについて | | 公表日 | 2024年　8月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社公式サイト内の「DX推進の取組みについて」にて公表  【公表場所】  https://www.a-i-d.co.jp/company/dx.html#dx\_senryaku  【記載箇所】  ・■ＤＸ推進戦略 | | 記載内容抜粋 | * 営業業務 営業プロセスの各局面において、業務の効率化や業務の標準化を目的に、徹底したデジタル活用を行い、事務処理時間の大幅削減・営業リードタイムの短縮を図ります。またＣＲＭ、ＳＦＡ等の営業支援ツールの活用により全社の営業活動のリアルタイム把握やデータ分析による営業戦略の立案、蓄積データを元にした営業活動の効率化を図ることで提案力の向上に繋げます。 * スタッフ業務 人事・財務・総務などのスタッフ部門の業務は、現状の手続き見直しと効率改善を目的に、ペーパーレス化や電子契約への対応、RPA等の更なる活用を行い、コスト削減・業務効率化・労働時間短縮を図ります。 * 自社サービス 自社のＤＸ推進で得られた知見・ノウハウを活かし、地域のお客様に向けて、新たなＤＸコンサルティングから導入支援等のサービス創出を行い、お客様の立場に立ったＤＸ推進にお役に立てるソリューション展開とデータを活用した支援を行います。 また、先端技術を用いたソリューション開発分野では、大学等研究機関と産学連携を行いながら地域社会の課題解決に取り組んでいきます。現在稼働中のデータセンター事業は、セキュアで利便性・サービス品質に優れたクラウド環境へ移行を進めていきます。 * 全社で使用するＩＴ基盤・セキュリティ強化 基幹システムの刷新やコミュニケーションツールの見直しなど全社ＩＴ基盤の刷新強化を行い、セキュアで柔軟・強靭なＩＴインフラを実現することで、システム面での業務効率化とデータの有効活用の両立を図ります。 また、ＩＳＭＳ認証取得を行い、情報セキュリティの一層の強化に取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認を受けた内容、文面で公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【記載箇所】  ・■ＤＸ推進体制 | | 記載内容抜粋 | * 組織体制 社内業務については、事業推進部内にＤＸ推進チームを編成し、推進のための戦略を関連部署とともに立案し推進していきます。お客様向けのＤＸソリューション提供に向けた取り組みは各部門で横断的に連携をとりながら進めていきます。 * 人材育成 社内のＤＸ推進ならびにリテラシー向上のために、社内研修、外部研修の受講などを行いＤＸに対する意識向上や人材育成に取り組んでいきます。 また、地域の高校・大学等に通う学生をインターンシップで受け入れ、ＩＴ・デジタルやＤＸを身近に感じてもらえる取組みを行いデジタル人材育成に貢献していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【記載箇所】  ・■ＤＸ推進の環境整備 | | 記載内容抜粋 | 働き方の更なる多様化にも対応できるように、場所を選ばず業務ができる環境整備を行い、社外勤務や在宅勤務などで求められるセキュアな環境で業務効率を上げるための投資を行います。  またＤＸ推進のためのソリューションや全社ＩＴ基盤の刷新のためのシステム・ツールの導入を促進するために、人的投資を継続して行っていきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組みについて | | 公表日 | 2024年　8月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社公式サイト内の「DX推進の取組みについて」にて公表  【公表場所】  https://www.a-i-d.co.jp/company/dx.html#dx\_shihyou  【記載箇所】  ・■推進指標 | | 記載内容抜粋 | ＤＸ推進にあたっては、以下の指標を基に定期的に開催される経営会議で評価し、取組みを効果的に進めていきます。   * スタッフ業務における改善事項の件数 * お取引先数 * ＤＸ研修の開催数・受講率 * 高度情報処理技術者の資格取得　5名以上／年 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　8月　23日 | | 発信方法 | 当社公式サイト内の「DX推進の取組みについて」の後半にて代表取締役社長名で発信  ・■経営者ＤＸ推進メッセージ https://www.a-i-d.co.jp/company/dx.html#dx\_message | | 発信内容 | 短期間の中で大きく変わってきた情報社会において、当社はその急激な変化にもお客様目線に立って「提案・信頼・安心」を大切に心通うソフトウェアの開発を通じて最高水準のソリューションを提供して参りました。  これからも起こり得る社会環境の変化に対応すべく、自社のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みを加速させ、徹底したデジタル活用によるビジネス変革を積極的に推進していきます。 今後も引き続きＤＸ関連技術の習得とスペシャリストの育成を目指して日々研鑽に励み、当社の経営理念である「創造と理想を追求し、限りない発展を追い求め、社員の幸せと地域社会に貢献する。」の実現を目指して、 全社員一丸となって邁進していく所存であります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　7月頃　～　2024年　8月頃 | | 実施内容 | IPAの「DX推進指標」自己診断結果入力サイトを使用しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2005年　6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づきセキュリティ対策自己宣言にて二つ星を宣言し、推進しています。  SECURITY ACTION制度　自己宣言ID：41011401403  また、情報セキュリティ基本方針、個人情報保護方針を策定し、情報セキュリティレベルの維持・改善に継続的に取り組んでいます。  情報セキュリティ基本方針  https://www.a-i-d.co.jp/company/isms.html  個人情報保護方針  https://www.a-i-d.co.jp/company/privacy.html |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。